

重要事項説明書

1 はまなす訪問看護ステーションの概要

法人名	社会医療法人 新潟勤労者医療協会
事業所名	はまなす訪問看護ステーション
所在地	〒951-8011 新潟市中央区入船3丁目3629番地1 TEL 025 (228) 4020 (代表) FAX 025 (228) 4027
営業日	日曜日・祝祭日・お盆(8/13～15)年末年始(12/30～1/3)を除く毎日
営業時間	午前8時30分～午後5時00分まで (ただし、土曜日は午前8時30分～午後12時30分まで)
通常の実施地域	新潟市中央区
訪問看護員数	6名以上(管理者含む)
リハビリ職員数(理学療法士・作業療法士)	1名以上

2 提供するサービスの内容

- ☆ 血圧測定など病状の観察と助言。
- ☆ 体拭き、入浴、着替え、おむつ交換、足浴など清潔に関する援助。
- ☆ 廃用症候群の予防に関する援助。
- ☆ 寝たきりや麻痺のある方等の機能訓練、移動の介助、散歩など総合的な自立支援に向けたリハビリテーション。
- ☆ 床ずれの予防と手当てに関する援助。
- ☆ 医療処置の必要な方(経管栄養、インスリン注射、人工肛門、吸引など)への援助。
- ☆ ご家庭への助言、相談、その他。
- ☆ 自宅で最期まで過ごしたい方への援助(ターミナルケア)。
- ☆ 精神的な援助を必要とする方への援助。

- 3 訪問看護の開始に際しては主治医による『訪問看護指示書』に従い、「訪問看護計画書」を作成しサービス提供後は「訪問看護報告書」を作成します。それらを主治医に提出すると共に、密接な連携を行います。

4 訪問看護利用料

それぞれの保険の種類に応じた負担割合となります。(下記料金の1～3割負担)医療保険料は、法定利用料に基づく金額です。法定利用料が改定される場合は、この料金も自動的に改定させていただくことになりますのでご了承ください。なお、改定料金は別途書面でお知らせいたします。

訪問看護基本療養費 (1日につき)		3日/週まで	5,550円
		4日/週以降	6,550円
難病等複数回訪問加算	1日に2回訪問		4,500円
	1日に3回訪問以上		8,000円
緊急訪問看護加算(診療所・在宅療養支援病院の指示)月14日目まで			2,650円
		月15日目以降	2,000円
長時間訪問看護加算(週1回・15歳未満は週3回)			
特別管理加算の対象者など、90分を超える訪問看護			5,200円
乳幼児加算(1日につき) 6歳未満	超重症児・準重症児 別表7,8の場合		1,800円
	上記以外の乳幼児		1,300円
複数名訪問看護加算(看護師) 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者		週1回	4,500円
	その他職員(看護師含む) 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者 以外	週3回	3,000円
	その他職員(看護師含む) 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者 制限なし	1日1回	3,000円
		1日2回	6,000円
		1日3回	10,000円
夜間早朝加算(18時～22時 6時～8時の訪問)			2,100円
深夜加算(22時～6時の訪問)			4,200円
外泊(入院中の1泊2日以上)(別に厚生労働大臣が定める者に限る)			8,500円
訪問看護管理療養費 (1日につき)			
月の初日の訪問の場合			7,670円
月の2日目以降の訪問の場合			3,000円
24時間対応体制加算(1ヶ月につき)			6,800円
特別管理加算(別に厚生労働大臣が定める状態等にある者)			5,000円又は2,500円
退院時共同指導加算(退院前の指導・連携)			8,000円
特別管理指導加算(特別な管理を必要とする者)			2,000円
退院支援指導加算(退院日の訪問)			6,000円
(退院日の長時間退院支援への加算)			8,400円
在宅患者連携指導加算(文書等により情報共有し療養上必要な指導)			3,000円
看護・介護職員連携強化加算(喀痰吸引を必要とする者)			2,500円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回限度)			2,000円
訪問看護医療DX情報活用加算			50円
情報提供療養費 (各1ヶ月につき) 1.市町村等 2.入学・転校等 3.保険医療機関等			1,500円
ターミナルケア療養費 1			25,000円
在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡日及び死亡日前14日以内に			
2回以上実施かつ支援体制について説明した上で実施した場合			
ターミナルケア療養費 2			10,000円
特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等算定している場合			
訪問看護ベースアップ評価料(I)			780円

その他の利用料（保険外）消費税（10%）が含まれます。

- (1) 営業時間内・時間外であって1時間30分を越える訪問看護料 30分あたり2,200円
- (2) 営業日以外の休日に訪問看護サービスを行った場合は、休日加算として別途1,100円を徴収する。
- (3) 在宅以外の付き添い看護料 30分あたり2,200円
- (4) キャンセル料 1,100円
利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前日営業時間内までにご連絡下さい。ご連絡がなくご自宅に訪問した場合、上記以降のご連絡の場合にはキャンセル料をいただきます。容態の急変による受診や入院等、緊急やむを得ない事情の場合はいただきません。
- (5) 交通費として訪問看護ステーションから距離に応じて、次の額を徴収する。

片道 5km未満	220円
片道 5～10km未満	330円
片道 10km以上	550円
- (6) 死亡後のケア 11,000円

各種、助成制度について

- ・指定難病の方は自己負担上限額まで、複数の指定医療機関で自己負担がかかります。
- ・マル障受給者証をお持ちの方は、1日250円で利用できます。
- ・高額療養費が現物給付されるなど、利用者負担に限度額があります。所得区分や年齢、認定証の提示で自己負担限度額が異なります。

*尚、利用料の請求は1ヶ月分まとめて翌々月に請求書を発行します。お支払いは翌々月の25日にご指定の銀行口座、又は郵便局より引き落としいたします。引き落としにかかる手数料は、法人が負担いたします。現金払いを希望される方は、ご相談ください。

5 苦情相談窓口

当事業所が提供するサービスに関する相談や苦情は、次の窓口で受け付けます。

苦情相談窓口責任者 管理者 近 美恵子
電 話 025 (228) 4020

6 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、主治医、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事業所内で規定した緊急時の対応方法に基づき、速やかに主治医への連絡を行う等、必要な措置を講じます。

8 サービスの利用に当たって利用者が注意すべき事

- ☆ 訪問看護員に対し、贈り物、茶菓の提供はご遠慮下さい。
- ☆ 訪問看護でお受けできないサービスは以下の通りです。
買い物・年金など金銭の取り扱い・調理・掃除等
ただし緊急、やむを得ない場合はお受けする場合があります。
- ☆ 感染予防の為、医療処置やおむつ交換などを行っている方は、処置の前後に手洗いをさせていただきます。洗面所をお借りいたしますが、できましたら消毒用石鹸をご用意下さい。
- ☆ 緊急時呼び出しなどに備えて、複数の看護師で訪問させていただきます。看護師に対しての要

望・ご意見・ご不満などありましたら、ご遠慮なく管理者にご相談下さい。

- ☆ 利用者の急変や道路事情などで時間通りにお伺いできない事もあります。訪問時間や曜日の変更を希望される方は、訪問看護員にお伝え下さい。
- ☆ 訪問時間や曜日のご希望にはできるだけ応えたいと思っておりますが、ご利用者様の容態急や、道路事情や災害などで通常の訪問ができない場合があります。あらかじめご了承下さい。

9 サービス利用にあたっての禁止事項

大切なペットを守るため、また職員が安全にケアを行うためにも、訪問中はリードをつけていただくか、ケージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いいたします。職員に怪我をさせた場合、かかった治療費は全額負担していただきます。

令和 年 月 日

事業者より上記の内容について説明を受け、同意しました。

上記のとおり契約書及び重要事項説明書をふまえ、契約を締結します。

契約を証明するために、本契約書を2通作成し、利用者及び事業者の双方が署名のうえ、それぞれ1部ずつ保管します。

(事業者) 所在地 新潟市中央区入船町3丁目3629番地1

事業所名 はまなす訪問看護ステーション

管理者 近 美恵子

説明者 _____

(利用者) ご住所

お名前 _____

(代理人) ご住所

お名前 _____

下記内容について、加算料金を上乗せすることに同意いたします。

24時間対応体制加算について (1ヶ月につき 6,800円)

当ステーションではご利用者の方に安心して療養していただくために、休日や時間外においても、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制をとっております。急な病状の変化や悪化等によりご相談したい場合や、主治医に連絡が取れない時に、常時連絡が取れるための加算です。休日や時間外でも相談ができ、必要に応じて訪問看護を行います。

情報提供療養費 (1ヶ月につき 各 1,500円)

1.市町村等 2.入学・転校等 3.保険医療機関等

(利用者) お名前

(代理人) お名前